

『「マスク着用の考え方の見直し等について」及び「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」』（令和5年2月10日付）に伴う基本的な基準の変更

区分	(新) 船橋市における公共施設利用の基本的な基準(令和5年3月13日適用)	(旧) 船橋市における公共施設利用の基本的な基準(令和3年12月1日適用)
基本的な事項	定員の範囲で人と人が触れ合わない程度の距離を確保する	人との接触を避け、対人距離を確保する ガイドライン等において活動の際の具体的な対人距離等が示されている場合は、施設の求めに従うこと
	可能な範囲で「機械換気による常時換気」または「窓開け換気(可能な範囲で2方向)」を行う	「三つの密」「①密閉空間②密集場所③密接場面」を避ける ※「個人の予防策」へ ※換気の出来ない部屋の利用は不可
		飛沫感染防止のためマスクの着用を徹底する ※「個人の予防策」へ マスクを外しての会話や応援はしない(例)食事中や喫煙所での会話はしない
	各中央競技団体等のガイドラインを施設管理者等と利用者が共有し、感染対策を行う (参考:業種別ガイドライン(内閣官房ホームページ))	各中央競技団体等のガイドラインを施設管理者等と利用者が共有し、感染対策を行う
		施設管理者不在の場合は利用不可 ※施設管理者等が活動内容に応じた履行確認を行う ※利用者の健康状態を把握するため、名簿等を提出してもらい確認をすることで利用可能とする ※屋外施設については、管理者不在の場合でも利用可能とする
個人の予防策	手洗いまたはアルコール消毒による手指衛生を行う	手洗い・手指の消毒を徹底する ※手指消毒液がない場合は、石鹸を使用し手洗いを実施する
	マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねる	マスクを着用する ※運動・スポーツ中の着用は利用者等の判断による ※熱中症を避けるため、夏場のマスク着用は強制しない(対人距離を確保すること)
	咳エチケットを行う	咳エチケットを遵守する
	「三つの密」(①密閉空間、②密集場所、③密接場面)を回避する	
利用前(自宅等)の確認事項	症状がある場合(以下①～③)は外出を控える	以下の①～③に該当する場合は、入場制限あり
	①原則37.0度以上の発熱がある場合 又は、37.0度未満でも平熱比が1度以上ある場合	①原則37.0度以上の発熱がある場合 又は、37.0度未満でも平熱比が1度以上ある場合
	②息苦しさ・強いだるさの症状がある場合	②息苦しさ・強いだるさの症状がある場合
	③咳・咽頭痛などの症状がある場合	③咳・咽頭痛などの症状がある場合
	※上記について、掲示物の確認等による自己点検を行う ※千葉県が特定都道府県(緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県)に位置付けられた場合等は、団体利用時には市が作成した「施設利用者名簿」を作成し、施設へ提出するか、各団体が1か月間保管する	※上記について、個人利用時には、掲示物等の確認による健康観察の実施または施設の求める必要事項を各所定様式に記入し提出する また、団体利用時には市が作成した「施設利用者名簿」を作成し、施設へ提出するか、各団体が1か月間保管する